

～ みどりの食料システム戦略の実現に向けて ～

環境にやさしい農業に取り組みましょう

◎みどりの食料システム戦略とは、

農林水産省が令和3年5月に策定した政策方針です。食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとしており、**2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量(リスク換算)の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%(100万 ha)に拡大する**などの数値目標を設定しています。

詳しくは、

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

HP: <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>



みどりの食料システム戦略
トップページへの QR コード



みどりの食料システム戦略
説明動画の QR コード

◎みどりの食料システム法とは、

令和4年4月に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)が成立し、同年7月に施行されました。

この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、**農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る**ものです。

詳しくは、

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

HP: <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>



みどりの食料システム法
トップページへの QR コード



農業全体

環境保全型農業

(土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷を軽減)

特別栽培農産物※の栽培水準

(化学農薬(節減対象農薬)・化学肥料の使用回数・量が慣行レベルの5割以下)

有機農業(有機農業推進法の取組水準)

(化学農薬・化学肥料、組換えDNA技術を原則使用せず)

有機農業(国際的に行われている取組水準)

(使用禁止資材の不使用/飛来防止措置の実施
植え付け前等2年以上の化学農薬等不使用 等)

有機JAS認証を取得している
農地で栽培・格付



包装等に
「有機●●」等
と表示可

有機JAS認証を
取得していない
農地で栽培等

※包装等に「有機」
等と表示するこ
とは出来ません

環境にやさしい農業とは何か？

☞「環境保全型農業」の中に示される栽培・取組水準は環境にやさしい農業です。

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です(農林水産省HPの環境保全型農業の基本的考え方より)。

具体的には、化学農薬・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルの5割以下とする特別栽培農産物の栽培、さらには化学農薬・化学肥料を原則使用しない有機農業の取組などがあります。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定(にいがたエコファーマー)

みどりの食料システム法では、県知事が、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減などの環境負荷低減に取り組む農業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を認定することとなっており、認定された計画に基づく取組に対しては、税制・金融措置等の支援が受けられます。

新潟県では、計画の認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者を「にいがたエコファーマー」と呼び、その活動を支援します。認定を受ける主なメリットは以下のとおりです。

- ① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます
- ② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます
- ③ 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

詳しくは、

新潟県 農林水産部 農産園芸課

HP: <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nouen/niigata-ecofarmer.html>

※令和4年7月に「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(持続農業法)」が廃止されたことに伴い、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(導入計画)」に関する受付(エコファーマーの新規認定、再認定の申請等)は終了しました。旧持続農業法に基づく導入計画の認定を受けている場合、その計画の期間中は引き続き認定は有効ですが、期間終了後は、みどりの食料システム法に基づく認定制度により、新たに認定を受ける必要があります。

新潟県特別栽培農産物認証制度

県では、地域の慣行栽培に比べて節減対象となる化学合成農薬と化学肥料(窒素成分)を5割以上減らして作られた農産物を認証する「新潟県特別栽培農産物認証制度」を運営しています。

安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、本県に適合した特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した農産物について認証し、当該認証を表示させ、かつ、栽培方法等の情報を消費者に効果的に伝えることにより、県産特別栽培農産物への理解と信頼の確保を図るとともに、県産特別栽培農産物の円滑な流通を促進することを目的としています。

認証された農産物には、県のシンボルマークが入った認証マークが貼られます。

詳しくは、

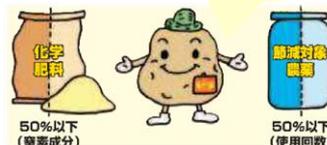
新潟県 農林水産部 農産園芸課

HP: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/nosanengei/ninshou.html>

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物です。

特別栽培農産物で付加価値がつけられます!



<十日町地域の慣行栽培基準と県認証基準(米の部)> ※野菜等それぞれに基準が設けられています

区域	節減対象農薬使用回数(成分回数)		化学肥料使用量(窒素成分kg/10a)	
	慣行栽培基準(回)	県認証基準(回以下)	慣行栽培基準(kg)	県認証基準(kg以下)
十日町市 (旧中里村を除く)	19	9	7.5	3.7
津南町	19	9	11	5.5
旧中里村	19	9	10	5

環境保全型農業直接支払交付金

制度の概要 ～ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払と同じく日本型直接支払制度の一つです ～

●農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組に対し支援(※)を行います。
※国費(1/2)+県費(1/4)+市町村費(1/4)の負担により交付金を交付します。

●支援対象者は、農業者2戸以上で構成される任意組織(農業者団体)です。

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう!



詳しくは、

十日町市 産業観光部 農林課 ※市の HP 内に農林水産省、新潟県のサイトへのリンクあり

HP: <https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/sangyokankobu/norinka/2/gyomu/1475476777409.html>

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組の効果・支援単価等(一部抜粋)

①有機農業

☞国際水準(有機 JAS の水準※)に基づく有機農業の取組

【効果】

- ・農薬を使用しないことで、*生物多様性の保全に貢献*
- ・*自然循環機能の増進や環境負荷の軽減に貢献* など

※国際水準の有機農業とは、
・主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと
・周辺からの使用禁止資材が飛来または流入しないように必要な措置を講じていること
・播種又は植付け前2年以上使用禁止資材を使用しないこと(転換期間中でも1回に限り支援対象となる) など

支援単価: 12,000 円/10a ※そば等雑穀・飼料作物は 3,000 円/10a

②長期中干し + 化学肥料・化学農薬の5割以上低減

☞溝切りを実施した上で、14 日以上の中干しを行う取組

【効果】*中干し期間を長くすることで土壌中のメタン発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献*

支援単価: 800 円/10a



③秋耕 + 化学肥料・化学農薬の5割以上低減

☞水稻の収穫後に耕うんを実施し、翌春に水稻の作付(湛水)を行う取組

【効果】*収穫後に稲わらをすき込むことで翌年の湛水期に水田からのメタンの排出を削減し、地球温暖化防止に貢献*

支援単価: 800 円/10a



④冬期湛水管理 + 化学肥料・化学農薬の5割以上低減

☞適切な取水措置、畔補強等、有機質肥料の投入を講じた上で、冬期間の水田に2ヶ月以上水を張る取組

【効果】*水田地帯の多様な生きものの保全に貢献、水田の窒素除去機能を利用して水質浄化に貢献*

支援単価: 湛水管理(4,000 円/10a)を基本とし、以下のとおり畔補強等により加算されます。

- 1.有機質肥料投入+畔補強等 8,000 円/10a
- 2.有機質肥料投入のみ 7,000 円/10a
- 3.畔補強等のみ 5,000 円/10a
- 4.湛水管理のみ(1~3のいずれも未実施) 4,000 円/10a



十日町市の環境保全型農業の取組状況等

◎令和5年産の水稻における取組状況

作付面積	取組者数	作付面積	備考
水稻作付面積	約3,400名	約4,000ha	慣行栽培及び特別栽培等を含む水稻の全作付面積
うち特別栽培	約100名	約310ha	水稻作付面積全体の約3%(人数)・約8%(面積)
うち有機栽培	約20名	約30ha	水稻作付面積全体の約0.6%(人数)・約0.8%(面積)

(参考)農林水産省の資料では、日本における有機農業の取組者の割合は0.5%、取組面積の割合は0.6%です。

◎令和5年度の市の取組(普及啓発)

みどりの食料システム法の基本理念等に即し、環境保全型農業の更なる普及・促進を図る必要があります。

新たな環境保全型農業の取組を増やすため、認定農業者を対象とした、みどりの食料システム戦略や環境保全型農業の取組・制度の基礎理解などを主とした研修会を2回開催しました。また、専門講師をお招きし講演会も開催するなど、環境負荷低減に資する取組に対する意識醸成を図りました。

講演会

一般社団法人日本有機農業普及協会の代表理事を講師にお招きし、ご講演いただきました。



研修会

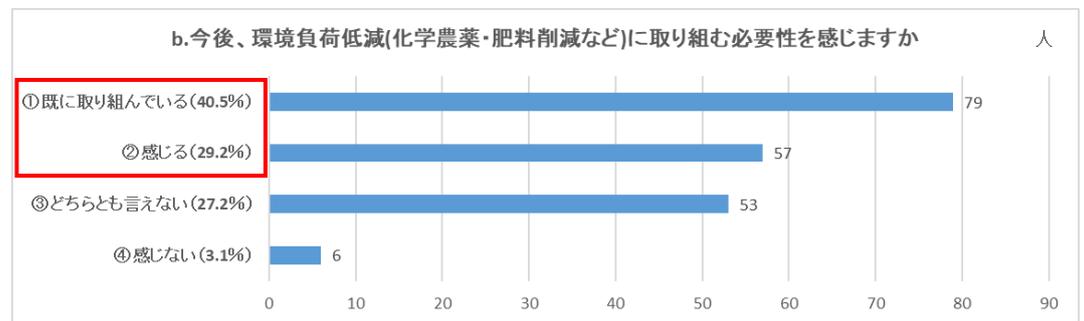
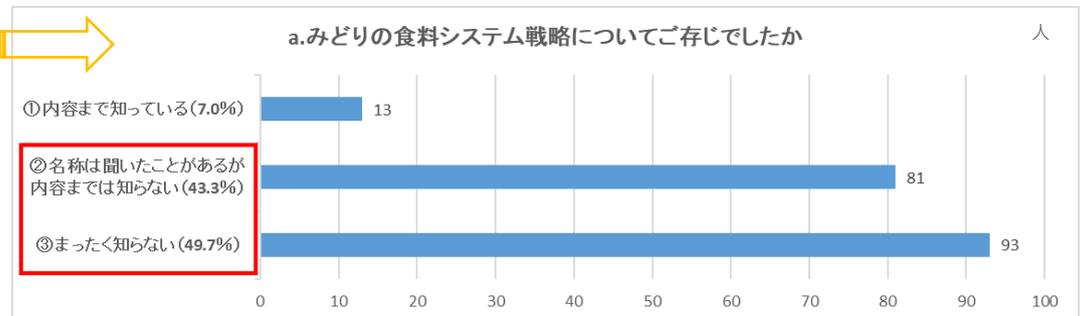
北陸農政局新潟県拠点や新潟県の方からも講師として参加いただき、研修会を実施しました。



研修会の開催に際し、市内の認定農業者の皆様アンケートを行いました。

●みどりの食料システム戦略について、知らないと回答の方が90%以上

●環境負荷低減に取り組む必要性については、既に取り組んでいる方を含め、**約70%が必要性を感じる**と回答!



みどりの食料システム戦略の実現に向け、国では様々な方策や支援策を講じています。持続可能な農業の実現を目指し、先ずは無理のない範囲で、できることから始めてみませんか。

